

京 都 大 学 共 通 経 費 経 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 共通経費に関する予算(以下「共通経費予算」という。)は、毎年度初めに<u>共通経費を負担する部局の長の承認を得て財務担当理事が定める。</u></p> <p>第3条 共通経費予算の各部局負担予定額は、当該部局の前年度使用実績に基づいて算出した比率によって案分し、その額を定める。</p> <p>2 比率算定の基礎は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び給水の経費については<u>消費量</u></p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>第4条 共通経費予算は、<u>月毎の各部局の使用実績に基づき第3条の例により算定した実際使用額を各部局共通費予算から毎月差し引くものとし、その経理は財務部経理課において行う。</u></p> <p>第5条 共通経費のうち、その使用が明らかに私用とみなされるときは、当該部局において一定の料金を徴し、定められた手続きにより処理しなければならない。</p> <p>第6条 共通経費に関する決算は、年度経過後速やかに作成し、財務担当理事は、共通経費を負担する部局の長の承認を得るものとする。</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、共通経費に関する必要な事項は、財務担当理事と共通経費を負担する部局の長で協議して定める。</p>	<p>第2条 共通経費に関する各年度の所要見込額は、毎年度初めに<u>財務担当理事が定め、共通経費を負担する部局の長へ通知するものとする。</u></p> <p>第3条 共通経費の各部局負担見込額は、当該部局の前年度使用実績に基づいて算出した比率によって案分し、その額を定める。</p> <p>2 比率算定の基礎は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び給水の経費については<u>使用量</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>第4条 共通経費の各部局負担額の算定は、<u>第3条を基礎とした、月毎の各部局の使用実績に基づき、財務部経理課において行うものとする。</u></p> <p>第5条 <u>共通経費の負担方法は、費用の付替によるものとする。</u></p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>第7条 共通経費に関する決算は、年度経過後速やかに作成し、財務担当理事は、共通経費を負担する部局の長へ<u>報告を行うものとする。</u></p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>